

大磯町監査公表第 8 号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年7月7日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 二宮 加寿子

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象部課等

消防本部 消防総務課、消防署

3. 監査の範囲及び事務

令和4年4月1日から令和5年4月30日までに執行された令和4年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間

令和5年5月22日から令和5年6月29日まで

5. 監査の方法及び監査項目

令和5年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である消防総務課、消防署より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要

火災予防の計画、消防用設備等の指導及び検査、火災その他の災害出動、救急救助活動、水難救助活動、消防団員の任免、消防団施設の維持管理、消防職員の管理及び消防庁舎の維持管理等を行っている。

7. 監査の結果

令和4年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、次に注意する事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(注意事項)

- ・町有地貸付料の調定に重複がありましたので注意してください。